

平成30年社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会規程第7号

社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会デイサービスセンターすまいる指定通所介護・通所型サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定通所介護等の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定通所介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターすまいる
- (2) 所在地 御殿場市萩原988番地の1（御殿場市民交流センターふじざくら内）
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（社会福祉協議会介護事業課長兼務）
管理者は、生活相談員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤職員）
生活相談員は、指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定通所介護等の提供に当たるものとする。
- (3) 看護師 1人以上（常勤職員、非常勤職員）
看護師は、指定通所介護等の提供に当たる。

- (4) 介護職員 4人以上（常勤職員、非常勤職員）

介護職員は、指定通所介護等の提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上（看護師 常勤職員、非常勤職員）

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 事務職員 1人（常勤 他の職務と兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。ただし12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時10分から午後4時15分までとする。

（指定通所介護等の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は40人とする。

（指定通所介護等の内容、利用料金等）

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防ケアマネジメントに基づいて提供される、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の利用者に必要な日常生活上の世話とし、指定通所介護等のサービスを提供した場合の利用料の算定は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理サービスであるときは、負担割合証に準じた割合の額を自己負担とする。

2 次条に規定する実施地域に係る部分についての交通費は徴収しない。

3 前2項のほか、利用に応じて次の費用を徴収する。

(1) 食費 実費

(2) おむつ代 実費

(3) 前2号のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、同意を得るものとする。

（通常の指定通所介護等の実施地域）

第8条 通常の指定通所介護等の実施地域は、御殿場市の区域とする。

（虐待の防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町又は都道府県に通報するものとする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、若しくはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（身体拘束等の禁止）

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（就業環境の確保）

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者に対し適切な指定通所介護等を提供するために、食堂、機能訓練室等に、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 生活相談員等は、指定通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修を、必要に応じて行うものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人御殿場市社会福祉協会の会長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は承認の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会デイサービスセンターすまいる指定(介護予防)通所介護事業所運営規程(平成22年2月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（令和 6 年 3 月 2 7 日制定）

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（令和 8 年 3 月 2 5 日制定）